神戸市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第85号

神戸市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

神戸市老人福祉法施行細則 (昭和38年12月規則第60号) の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(養護受託申出書) 第4条 老人福祉法施行規則(昭和38 年厚生省令第28号。以下「施行規 則」という。)<u>第1条の7</u>の規定に よる申出は、養護受託申出書によら なければならない。

改正後

2 「略]

<u>第9条 削除</u>

改正前

(養護受託申出書)

第4条 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。) 第1条の6の規定による申出は、養護受託申出書によらなければならない。

2 「略]

(措置費精算等)

第9条 老人ホームの長又は養護受託 者は、毎月分の措置費について、翌 月の7日までに、措置費請求・精算 書に措置費精算明細書を添付して、 第10条 削除

(費用の徴収)

- 第19条 福祉事務所長は、法第28条第 1項の規定により、法第11条第1項 の規定に係る措置に係る養護老人ホームの被措置者又はその扶養義務者 (以下「納入義務者」という。)から養護老人ホームの入所又は入所 の委託に係る費用(以下「徴収金」 という。)として、納付義務者が被 措置者の場合は別表第1に掲げる額 を、納付義務者が被措置者の扶養義 務者の場合は別表第2に掲げる額を 徴収する。
- 2 福祉事務所長は、法第28条第1項 の規定により、法第11条第1項の規 定に係る措置に係る特別養護老人ホ ームの被措置者から、当該措置に要 する費用について介護保険法(平成 9年法律第123号)第48条及び介護

当該措置を採つた福祉事務所長に報告しなければならない。

(経理状況報告書)

第10条 福祉事務所長は、毎月ごと に、法第11条第1項の規定に係る措 置費について、老人保護措置費経理 状況報告書を作成し、翌月の10日ま でに市長に提出しなければならな い。

(費用の徴収)

- 第19条 福祉事務所長は、法第28条第 1項の規定により、法第11条第1項 の規定に係る措置に係る養護老人ホ ームの被措置者又はその扶養義務者 (以下「納入義務者」という。)から養護老人ホームへの入所又は入所 の委託に係る費用(以下「徴収金」 という。)として、<u>別表第1又は別</u> 表第2に掲げる額を徴収する。
- 2 福祉事務所長は、法第28条第1項 の規定により、法第11条第1項の規 定に係る措置に係る特別養護老人ホ ームの被措置者から、当該措置に要 する費用について介護保険法(平成 9年法律第123号)第48条及び介護

保険法施行法 (平成9年法律第124 号) 第13条の規定により厚生労働大 臣が定める基準により算出した費用 の額から施設介護サービス費として 支払われる額を控除した額を徴収す る。

3 「略]

(決定通知書等の様式)

の他の書類の様式は、次のとおりと する。

 $(1) \sim (13)$ 「略]

(14)及び(15)削除

 $(15 \mathcal{O} 2) \sim (21)$ 「略]

(22) 被措置者状況変更届出書 (第16条関係) 様式第22号

(23)、(24) 「略]

(施行細目の委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な 事項は、主管局長が定める。

別表第2 (第19条関係)

[略]

備考

1 この表の C_1 階層における「均 等割」とは、地方税法(昭和25

保険法施行法 (平成9年法律第124 号) 第13条の規定により厚生大臣が 定める基準により算出した費用の額 から施設介護サービス費として支払 われる額を控除した額を徴収する。

3 「略]

(決定通知書等の様式)

第22条 この規則に規定する通知書そ | 第22条 この規則に規定する通知書そ の他の書類の様式は、次のとおりと する。

 $(1) \sim (13)$ 「略]

(14) 措置費請求・精算書 (第8 条関係) 様式第14号

(15) 措置費精算明細書 (第9条 関係) 様式第15号

 $(15の2) \sim (21)$ 「略]

(22) 被措置者状況変更届 (第16 条関係) 様式第22号

(23)、(24) 「略]

(施行細目の委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な 事項は、福祉局長が定める。

別表第2 (第19条関係)

[略]

備考

1 この表のC₁階層における「均 等割」とは、地方税法(昭和25 年法律第226号) 第292条第1項 第1号に規定する均等割をい い、C₂階層における「所得割」 とは、同項第2号に規定する所 得割(この所得割を計算する場 合には、同法第314条の7及び 第314条の8並びに同法附則第 5条第3項、附則第5条の4第 6項及び附則第5条の4の2第 5項の規定は、適用しないもの とし、当該主たる扶養義務者が 同法第318条に規定する賦課期 日において指定都市(地方自治 法 (昭和22年法律第67号) 第25 2条の19第1項の指定都市をい う。以下同じ。)の区域内に住 所を有する者(地方税法第737 条の2第1項の規定により同日 において当該指定都市の区域内 に住所を有したとみなされる者 を含む。) であるときは、これ らの者を指定都市以外の市町村 の区域内に住所を有する者とみ <u>なす。</u>)をいう。ただし、<u>地方</u> 税法第323条に規定する市町村 民税の減免があつた場合には、 その額を均等割の額又は所得割 の額から順次控除して得た額を

年法律第226号)第292条第1項 第1号に規定する均等割をいい、C2階層における「所得割」 とは、同項第2号に規定する場 得割を計算する場 合には、同法第314条の8及び 附則第5条第2項の規定は、 所得割をかものとする。) がしないものとする。) にがしただし、同法第323条が 定するには、の額を均等割の額と た場合には、の額を均等割の額とする。 得割の額とする。

均等割の額又は所得割の額とす	
る。	
2~5 [略]	2~5[略]

様式第1号を次のように改める。

様

福祉事務所長

措置 開始 決定 通知 書

次のとおり老人福祉法の措置(開始・変更)を決定したので通知します。

措置の種別			
	所在地等		
施設又は養護受託者又は事業者	施設名等	種類	 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 養護受託者 居宅介護等
	所在地等		
措置変更のとき 変更後の施設又は 養護受託者又は事 業者	施設名等	種類	 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 養護受託者 居宅介護等
措置決定の理由			
措置決定年月日			
備考			

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第2号を次のように改める。

様

福祉事務所長印

次のとおり老人福祉法の措置(廃止・停止)を決定したので通知します。

措置の種別					
これまでの施設又	所在地等				
は養護受託者又は 事業者	施設名等				
措置決定の理由					
		/÷ // ++n 88	年	月	日から
措置廃止年月日		停止期間	年	月	日まで
備考					

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第3号を次のように改める。

			養	蒦	受 託	申	出	書						
		-4-									年	J]	
	福祉事務所長	宛					/	=-						
								<u>所</u>						
							<u>電</u> 氏	<u>話</u> 名						
ま/ /ナラ	ど人を預って養詞	在1 たいので	由)出	ます	-		17	<u>1</u>						
本	生年月日	受した(***) (тищ	<u> </u>	職			業						
人	健康状態				収入	(F	絮	*						
の	略歴				1.10 /	. ().	, H2	. / [
状	712													
況														
家	氏 名	生年月日	職	業	収入(月額) 俊	ま 康	状 態	経	歷	その	他	
族														
の														
状														
況														
住	敷地 m²	(自宅 借地	その	老	人を起席	居]	専用	共从	用(共用:	者)			
居	他)			さ	せる部屋	屋 _								
0	建坪 m² (1戸建 長屋	()	0)	状況			階	畳					
状	(平屋 2階	建)												
況	部屋数 畳室	畳室 畳室				3	押入	有無	洋室	和室				
受託	老人に関する希	·望事項												
→ 	受託を希望する													

(裏面)

(жш.	,	
		N •
住		
所		
見		
取		
図		
		N
住		↑
居		
(家		
居(家屋)見		
見		
取		
図		
備		
考		
Ť		
ı.		

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第4条関係)

養護受託申出不承認決定通知書

号

年 月 日

様

福祉事務所長

印

年 月 日付けで申出された老人福祉法による養護受託のことについて、次のとおり不承認とすることに決定したので通知します。

不承認理由

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載する こと。 様式第6号を次のように改める。

第号年月日入所番号()

様

福祉事務所長

入所依頼書

次のとおり老人福祉法による入所措置が必要ですので、入所を依頼します。

	住所			
被措置者	T 4		生年月日	
	氏名		性別	
		住所	氏名	続柄
生計中心者				
措置理	里由			
措置開始年月日				
(変更)				
備	考			

様式第7号中「深い理解と愛情をもつて」を「深い理解と愛情をもって」に、 「損害を被つた場合」を「損害を被った場合」に改める。

様式第8号を次のように改める。

7 ===	J.	口
ノヘア	田	ヮ

入 所 受 諾(不承諾)書

						年	月	日
福祉事務	务所長 多	宛						
				施設名				
				ALBY H				
				施設長				
	手 月 しました	日 (できません)	第。	号で	依頼がな	あった次の	の者にイ	ついての
住	所							
氏	夕			生年月	目			
氏名	71			性	引			
不承諾の そ の 理								
措置開始年	三月日		年	月	日			
備	考							

様式第9号を次のように改める。

養 護 受 諾(不承諾)書

					年	月	B
福祉事務所長	宛						
			住 所				
		養護受託者	氏 名				
			登録番号	第		号	
年 受諾しました(て	月日。	第号で	で依頼があった	た次の	者につ	ついての)養護は
氏 名			1	性別			
住所							
生 年 月 日							
不承諾の場合 そ の 理 由							
委託開始年月日	年	月	Ħ				
備考							

様式第10号を次のように改める。

第号年月日入所番号()

様

福祉事務所長

措置解除通知書

次のとおり老人福祉法による入所措置を解除することに決定したので通知します。

	IT A		生年月日	
被措置者	氏名		性別	
	措置開始			
	年月日			
措置解除				
の理由				
措置解除				
年月日				
備考				

様式第12号を次のように改める。

第号年月日入所番号()

様

福祉事務所長

葬祭依頼書

つぎのとおりですから葬祭の執行を依頼します。

	本籍					
死亡者	氏 名		生年月日			
			性 別			
	死亡年月日					
	葬 祭 費	円	円 摘要			
葬祭	加算費	田	ア. 火葬料力	円		
経費	計	円	 引 イ. 運搬料加算額		円	
備考						

注意事項

死亡老人の遺留金品は老人福祉法第27条第2項により福祉事務所長あて引渡して下さい

様式第13号を次のように改める。

入所番号

葬祭受諾(不承諾)書

1				·	_		_			· ·			_
										年	月	日	
福祉事務	務所長 宛			1./.	; 量几 。	名 又	14						
						石 又 乇者住							_
						長 ド老氏							
				養	護護	受 託	者						-
				管	理	番	号						_
	F 月		第	号で	依頼:	があっ	った	次の者	たつい	ハての	葬祭報	州行は、	受
諾しました	(でさません)) 。											
	氏 名				生生	年月	日						
死亡者					性		別						
	死亡												
	年月日												
葬祭不													
理	由												
	葬祭年月日		年	月目	3								
葬祭執行 の 状 況	遺留金品		点	現金		円	そ	の他		円			
	葬祭場所												
備	考												

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 削除

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 削除

様式第15号の2を次のように改める。

老	人居宅	生活	支援	事業関	開始	届出	書			
申 戸 市 長 宛								年	月	
				住	所	_				
			届出者	· 名	称					
					名					
				(¥.	去人の)場合	うはた	代表者氏	七名)	
欠のとおり老人福祉法による 届け出ます。	老人居?	宅生活	方支援事	業を関	開始し	たし	いので	で、同治	去第 14	条の規定
1 事業の種類及び内	種 類									
容	内 容									
2 経営者の氏名又は	氏名	(名称	()							
法人の名称及び住所 又は所在地	住所	(所在	地)							
3 職員の定数及び職務の内容										
4 主な職員の氏名										
5 事業を行おうとす る区域										
	名和									
6 施設、サービスの 拠点又は住居の名	種 类	質								
称、種類、所在地及	所在均	也								
び定員										
	定員									

ょ

(注) この様式の欄に書けないものは別紙としてください。

様式第15号の4を次のように改める。

			老	人居宅生活	舌支援	事業	変更周	星出書			
神	申戸	市 長	宛		届出者	名氏	名	 合は代え	年	月	H
				Eによる届出 ので、同法第							次のとお
	1	変更する	事項								
	2	変更前の「	内容								
	3	変更後の「	内容								
	4	変更の時期	期								
	5	変更の理	±								

様式第15号の5を次のように改める。

				老丿	人居宅	生活さ	支援事業	É廃止	(休山	E)	届出	書			
神	ョ戸	市	長	宛								年		月	日
								住	所	_					
							届出	者名	称	_					
									名 法人の	_ 場台	合は代	表者氏	:名)		
							届出をした €の3の規						、次	のとお	:り (廃
	1	廃止休止	の年月	月日			年	月		日					
	2	廃止休止	の理問	Ħ											
	3	は入	ニ便宜 、所 し っする打	てい											
			の予算の場合に				年	月		日岁	きで				

様式第15号の6を次のように改める。

老人デイサービスセンター等設置届出書

神 戸 市 長 宛 届	出者 名 氏	所 称 名 法人の	場合に	、代表者	年	月	日 ————————————————————————————————————
次のとおり老人福祉法による老 護支援センターを設置したいので							
1 施設の名称							
2 施設の種類							
3 施設の所在地							
4 建物の規模及び構造並びに 設備の概要							
5 職員の定数及び職務の内容							
6 施設の長の氏名							
7 事業を行おうとする区域							
8 事業開始の予定年月日		年	月	日			
9 入所定員 (老人短期入所施設に限る。) 添付資料							
(注) この様式の欄に書けないも	のけ別紙	レーマ	くださ				

様式第15号の8を次のように改める。

1 変更する事項

2 変更前の内容

3 変更後の内容

4 変更の時期

5 変更の理由

				老	人デイサ	ービスセン	ノタ、	一等変	更届	出書		
神	戸	市	長	宛						年	月	日
							住	所				
						届出者	名	称				
							氏 (注		易合は作	弋表者氏名	(1)	
老人介	護	を援う	センタ		いて、次の	出をした老人 のとおり届けb						

様式第15号の9を次のように改める。

			老	人ディ	イサーロ	ごスセ	こンター	-等/	廃止	(休止)	届出書		
抽	言	古	長	宕							年	月	日
74	<i></i>	111	X	クロ				住	所				
							届出者	名	称				
									名 去人の	<u></u> 場合は代			

老人福祉法第15条第2項の規定による届出をした老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センターを次のとおり(廃止・休止)したいので、同法第16条第1項の規定により届け出ます。

1	廃止 の年月日 休止	年	月	日
2	廃止 の理由 休止			
3	現に便宜若しくは 援助を受け又は入 所している者に対 する措置			
4	休止の予定期間 (休止の場合に限る。)	年	月	日まで

様式第16号を次のように改める。

老人ホーム設置認可申請書 年月日 神戸市長宛 住所 申請者法人名 代表者 大のとおり老人ホームを設置したいので老人福祉法第15条第4項及び老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により申請します。 以下に掲げる事項を記載したものを添付してください。 1 施設の名称、種類及び所在地 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要 3 養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第3号に掲げる事項 4 特別養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第4号に掲げる事項 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴 6 事業開始の予定年月日
住 所
大のとおり老人ホームを設置したいので老人福祉法第15条第4項及び老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により申請します。 以下に掲げる事項を記載したものを添付してください。 1 施設の名称、種類及び所在地 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要 3 養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第3号に掲げる事項 4 特別養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第4号に掲げる事項 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
次のとおり老人ホームを設置したいので老人福祉法第15条第4項及び老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により申請します。 以下に掲げる事項を記載したものを添付してください。 1 施設の名称、種類及び所在地 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要 3 養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第3号に掲げる事項 4 特別養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第4号に掲げる事項 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
施行規則第3条第1項の規定により申請します。 以下に掲げる事項を記載したものを添付してください。 1 施設の名称、種類及び所在地 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要 3 養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第3号に掲げる事項 4 特別養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第4号に掲げる事項 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
 施設の名称、種類及び所在地 建物の規模及び構造並びに設備の概要 養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第3号に掲げる事項 特別養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第4号に掲げる事項 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要 3 養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第3号に掲げる事項 4 特別養護老人ホームを設置しようとするものにあっては、老人福祉法施行規則第2条第1項第4号に掲げる事項 5 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴

様式第19号を次のように改める。

老人ホーム事業変更届出書

年 月 日

神戸市長宛

	住 所
届出者	法人名
	代表者

老人ホームの事業を次のとおり変更したいので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により届け出ます。

1	施設の名称、種類 及び所在地	
		・施設の名称及び所在地
2	変更する事項	・建物の規模及び構造並びに設備の概要
		・施設の運営の方針
3	変更前の内容	
4	変更後の内容	
5	変更の時期	
6	変更の理由	

添付書類

- ・建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更にあっては、建物の各階平面図・ 立面図(それぞれ変更前・変更後のもの)等、記載事項が確認できる書類
- ・施設の運営の方針の変更にあっては、重要事項説明書・施設の運営規定 (それぞれ変更前・変更後のもの)等、記載事項が確認できる書類

様式第20号を次のように改める。

老人ホーム廃止・作	木止・入所定員減少・入所定員	員増加	認可	申請書		
				年	月	日
神 戸 市 長 宛						
		住	所			
	, Lordo Ja	\.	<i>t.</i> .			
	甲請者	法人	.名			
		代表	者			
老人ホームについて、次のとおり	(廃止・休止・入所定員の)	减少•	・入所気	定員の増え	加) を	したいの
で、神戸市老人福祉法施行細則第 1	4条の規定により申請します	0				
1 廃止し、休止、若しくは入						
所定員を減少し、又は入所定						
員を増加する理由						
2 廃止し、休止、若しくは						
入所定員を減少しようとす						
る場合にあっては、現に入						
所している者に対する措置						
3 廃止しようとする場合にあ						
っては、廃止する時期						
4 休止しようとする場合にあ						
4 休止しよっとする場合にあっては、休止の予定期間						
5 入所定員を減少し、又は増						
加しようとする場合にあって						
は、その年月日及び減少・増						
加後の入所定員						
添付書類						
・記載事項が確認できる書類						

様式第22号を次のように改める。

入所番号

被措置者状況変更届出書

福祉事務所	行長宛						年	月	日
					施設	名			
次のとおり す。) 変更(の事由が生じたの	ので老人	福祉法		長 規則第 (
				生年	月日				
氏	名			性	別				
変更(停止・)すべき									
変更年月	月日	年	E J		日				
備	考								

様式第23号を次のように改める。

 第
 号

 年
 月

 日
 入所番号()

様

福祉事務所長即

老人ホーム費用徴収額決定(変更)通知書

下記の老人ホーム入所者に係る老人福祉法第11条に規定する措置に要する費用について、同法第28条の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり決定・変更したので通知します。

記

入所者氏名	
施設名	
費用徴収額	
理 由	

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第24号を次のように改める。

様

福祉事務所長印

督促状

老人福祉法第28条による費用徴収金について、下記の金額が未納となっております。指定納期限までに必ず納入されますよう督促いたします。

		住所	
納入義務	务者	氏名	
未納金額		Ę	
	名称		
	年度		
債権	月		
	納付期限		
	金額(円)		
指定納期限		限	
納入方法			□ 同封の納付書にて指定納期限までに納入してください。既にお手元にある納付書は重複となりますので、破棄してください。 □ お手元にあります納付書にて納入してください。納付書を紛失された場合は再発行いたしますので、下記問い合わせ先まで連絡してください。

※この督促状が到着する前に納入された場合は、行き違いですのでご了承ください。

※納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、所定の割合で計算 した延滞金がかかります。

備考 行政不服審査法及行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市老人福祉法施 行細則の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。